

改正

平成27年7月3日告示第236号

平成28年3月7日告示第89号

平成28年5月31日告示第280号

平成29年2月23日告示第60号

令和2年3月25日告示第114号

安曇野市緑化推進記念樹等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子どもの誕生及び小学校入学、住宅新築並びに結婚を祝し、記念となる苗木と植栽に必要な用土（以下「記念樹等」という。）を交付することにより、緑豊かな心安らぐ景観を育て、もって緑化の推進を図ることを目的とする。

(交付の事由及び交付対象者)

第2条 記念樹等の交付の事由及び交付対象者は、次のとおりとし、市税を滞納していないものとする。

(1) 誕生 平成26年4月1日以後に誕生した子供の親権者で市内に住所を有する者

(2) 小学校入学 平成27年4月1日以後に小学校に入学した児童の親権者で市内に住所を有する者

(3) 新築 平成26年4月1日以後、市内に住宅を新築又は取得した者で市内に住所を有する者

(4) 結婚 平成26年4月1日以後に結婚した夫婦で市内に住所を有する者

(記念樹等の交付数)

第3条 記念樹等の交付数は、交付の事由ごと次のとおりとする。

(1) 誕生 誕生した子供1人につき記念樹等 1

(2) 小学校入学 新たに小学校に入学した児童1人につき記念樹等 1

(3) 新築 同一敷地内を1軒とみなし記念樹等 2

(4) 結婚 夫婦1組につき記念樹等 1

(交付の申請)

第4条 記念樹等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める期限までに、安曇野市緑化推進記念樹等交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、予算の範囲内において、それぞれ8月31日を限度としてその期限を延長することができる。

(1) 第2条第1号、第3号及び第4号に係る事由にあつては、事由の生じた翌年度の5月31日

(2) 第2条第2号に係る事由にあつては、事由の生じた年度の5月31日

(交付の決定)

第5条 市長は、申請書の提出があつたときは、当該申請の内容を審査し、交付を決定したときは、当該決定の内容及び交付の条件を付して安曇野市緑化推進記念樹等交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(記念樹等交換券の交付)

第6条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者に対して、安曇野市緑化推進記念樹等

交換券（様式第3号。以下「交換券」という。）を交付する。

（記念樹等の交換）

第7条 前条の規定により交換券の交付を受けた者は、市長が指定する期間内に安曇野市緑化推進記念樹取扱店の指定に関する要綱（平成27年安曇野市告示第121号）第4条の規定により指定を受けた取扱店（以下「取扱店」という。）に交換券を提出することにより、記念樹等の交付を受けることができる。

（交付する記念樹等）

第8条 交付する記念樹等は次のとおりとし、各号の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）が4,000円を超えないものとする。

- （1） 記念樹 市が推奨又は申請者が希望する樹種（ビャクシン類を除く。）の苗木
 - （2） 用土 苗木1本当たり、市が推奨する赤玉土20リットル及び腐葉土10リットル程度の配合が可能な植栽用の土等
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が希望する記念樹と用土の合計額が市が定める金額を超える場合において、その差額を申請者が負担するときは、記念樹等として交付することができるものとする。

（記念樹の育成）

第9条 記念樹等の交付を受けたもの（以下「受領者」という。）は、記念樹を市内の土地に植栽し、育成しなければならない。

- 2 受領者は、記念樹の健全な育成を図るため、周囲に配慮するとともに、適正な管理に努めなければならない。

（記念樹の植栽報告）

第10条 受領者は、植栽後1月以内に記念樹を植栽したことを証する写真を添付し、安曇野市緑化推進記念樹植栽報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消及び返還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、記念樹等の交付の決定を取り消し、又は既に交付した場合にあっては、返還を命ずることができる。この場合の返還については、交付した時点における記念樹等に相当する金額によるものとする。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により交付申請し、又は交付を受けたとき。
- （3） 交付された記念樹をこの要綱の目的に反して使用したとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

- 3 平成27年度の事業については、第4条ただし書中「5月31日」とあるのは、「8月31日」と読み替えるものとする。

様式第1号 (第4条関係)

安曇野市緑化推進記念樹等交付申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住 所 _____
 (フリガナ)
 氏 名 _____ ㊦
 電 話 _____

安曇野市緑化推進記念樹等交付要綱第4条の規定により、記念樹等の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

該当事由	<input type="checkbox"/> 誕生	生年月日	年 月 日	
		(フリガナ) 出生児氏名		
	<input type="checkbox"/> 小学校 入学	入学年月日	年 月 日	
		学校名等	小学校 1年 組	
		(フリガナ) 児童氏名		
<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入	取得年月日	年 月 日		
	種 別	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗併用住宅()		
<input type="checkbox"/> 結婚	婚姻日	年 月 日		
	(フリガナ) 夫婦の氏名	夫	妻	
希望樹種	<input type="checkbox"/> ヤマホウシ、 <input type="checkbox"/> シラカシ、 <input type="checkbox"/> シャラ(ナツハギ)、 <input type="checkbox"/> ナカマト、 <input type="checkbox"/> イチイ、 <input type="checkbox"/> トウダツツツジ <input type="checkbox"/> コニファー類 (<input type="checkbox"/> グリーンコーン、 <input type="checkbox"/> レイランドイー) <input type="checkbox"/> その他 (取扱店において選択) (注) その他を選択した場合は、取扱店で相談してください。			
育成場所	<input type="checkbox"/> 上記の申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他の土地(安曇野市 番地) (注) 安曇野市外での植栽はできません。			
市税納付 状況確認	私(法人(団体)含む。)の安曇野市市税等納付状況(税目・税額・申告の有無等)を建築住宅課が収納課に照会することに <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません </div> 生年月日(年 月 日) (証明書の添付が必要になります) ※同意する場合は、納付状況の確認に際し、申請者を特定するために必要な情報となる「生年月日」の記入をお願いします。			
同意しない場合には、市税の課税の有無にかかわらず、最寄の市役所・支所納税担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限ります。)を添付して申請してください(1通300円の手数料が必要です。)。				

交付を取り消され、又は交付する記念樹等を超える数量の記念樹等が交付され、返還を求められたときは、記念樹等に相当する金額により、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

（注意事項）

- 1 誕生、新築及び結婚に係る記念樹等の交付は、事由が発生した年の翌年度の申請期限まで対象となります。
- 2 小学校入学に係る記念樹等の交付は、入学した年度が対象となります。
- 3 希望樹種がビャクシン類（ビャクシン、ネズミサシ、カイズカイブキ、タマイブキ等）の場合、リンゴやナシの赤星病の発生予防のため交付することができません。
- 4 記念樹等は苗木1本と植栽用土のセットとなります。誕生、小学校入学及び結婚は1セット、住宅新築等は2セットの配布となります。（2セットは2種類の選択可）
- 5 申請者が交付の際に、安曇野市から転出等された場合は該当となりません。

様式第2号 (第5条関係)

安曇野市緑化推進記念樹等交付決定通知書

管理番号

年 月 日

申請者

住 所 _____
氏 名 _____ 様

安曇野市長



年 月 日付けで申請のありました緑化推進記念樹については、次のとおり交付します。

交付する記念樹等	樹種名 (注) 市推奨木以外の樹種については、希望に添えないことがあります。取扱店にご相談ください。
	用土 赤玉土200+腐葉土100程度
交付期限	年 月 日
交付場所	安曇野市緑化推進記念樹取扱店
<p>交付の条件等</p> <p>(1) 申請者が安曇野市緑化推進記念樹等交換券を取扱店に持参して記念樹等を受けとること。</p> <p>(2) 申請書に記入された樹種は、受け取りの際に変更することができます。(ただし、ビャクシン類を除く。)</p> <p>(3) 交付期限を過ぎた場合、記念樹等(苗木、用土)との交換ができなくなります。</p> <p>(4) 市推奨木以外や特殊な苗木等の場合は、取扱店に在庫がないことや交換券の上限額を超えることがありますので、取扱店に相談すること。</p> <p>(5) 交付を受けた記念樹等は、速やかに植栽(植栽に使用)すること。</p> <p>(6) 植栽後1月以内に写真を添付のうえ、植栽報告書を提出すること。</p> <p>(7) 要綱第8条に規定する金額を超える記念樹及び用土については、申請者が差額を負担することで交付することができます。</p> <p>(8) 用土のブレンド(万能タイプの基本ブレンド(赤玉土:腐葉土=2:1))は、苗木を植える場所や樹種に応じて変更することができます。</p> <p>(9) 苗木が根付かず枯れた場合の補償や苗木の取り替えはできません。</p> <p>(10) 交付を取り消し、又は交付する数量を超える記念樹が交付されたため、記念樹等に相当する額の返還を求めたときは、納期日までに返還すること。</p> <p>なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。</p>	

様式第3号 (第6条関係)

安曇野市緑化推進記念樹等交換券

第 号

申請者			管理番号
交換する 記念樹等	樹種名 (注) 市推奨木以外の樹種については、希望に添えないことがあります。 取扱店にご相談ください。		
	用土 赤玉土200+腐葉土100程度		
	交換の上限金額 (消費税及び地方消費税を除く。) 記念樹及び用土の合計額4,000円		
交換期限	年 月 日		
交換場所	安曇野市緑化推進記念樹取扱店		
【取扱店記入欄】			
1 配布日	年 月 日		
2 配布記念樹	樹種	樹高	c m
3 配布用土	<input type="checkbox"/> 赤玉土	(0)	袋
	<input type="checkbox"/> 腐葉土	(0)	袋
	<input type="checkbox"/>	(0)	袋
	<input type="checkbox"/>	(0)	袋
4 その他			

様式第4号 (第10条関係)

安曇野市緑化推進記念樹植栽報告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____ ㊟
電 話 _____

年 月 日付け 第 号で決定のありました緑化推進記念樹について、安曇野市緑化推進記念樹等交付要綱第10条の規定により、記念樹を植栽したことを次のとおり報告します。

- 1 樹種名 _____
- 2 植栽場所 安曇野市
- 3 植栽完了日 _____年 _____月 _____日
- 4 添付書類 植栽後の写真

植栽後の写真を貼り付けてください

(ただし、メールに添付し写真を送信いただければ、
この用紙への貼り付けは省略することができます。)
その場合、メールに氏名と交付決定通知書の番号を記入し
次の日付欄に記入してください。⇒ 送信日: _____年 _____月 _____日
送信先アドレス: kenchikujuutaku@city.azumino.nagano.jp